改正後	改正前
三　送信装置は、次のとおりであること。 1　占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合 四、九二〇MHz、四、九四〇MHz、四、九六〇MHz及び四、九八〇MHzの周波数の㊥一〇MHzの帯域幅における空中線電力の総和を二五〇ミリワット以下として送信を行うものであること。 ［2　略］ ［四　略］	三　［同上］ 1　占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合 四、九二〇MHz、四、九四〇MHz、四、九六〇MHz、四、九八〇MHz、五、〇四〇MHz、五、〇六〇MHz及び五、〇八〇MHzの周波数の㊥一〇MHzの帯域幅における空中線電力の総和を二五〇ミリワット以下として送信を行うものであること。 ［2　同上］ ［四　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百十八号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第五号　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 ［第1～第6　略］ 第7　無線設備規則第49条の20第1号から第5号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備又は同規則第49条の20の2に規定する5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 ［1・2　略］	別表第五号　［同左］ ［第1～第6　同左］ 第7　無線設備規則第49条の20第1号から第5号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 ［1・2　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　設備規則第十四条の二第一項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 ［1～8　略］ 9　五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備 ［二　略］	一　［同上］ ［1～8　同上］ ［新設］ ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百二十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百二十三号（無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子